

扶桑町地域公共交通計画策定業務

仕様書（案）

第1条 適用範囲

本仕様書（案）は、扶桑町が行う「扶桑町地域公共交通計画策定業務」に適用する。

第2条 目的

本業務は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に基づく「地域公共交通計画」を策定するために、町民・利用者等の多様な移動ニーズや利用実態を把握・評価した上で、本町における地域公共交通の課題を整理し、地域公共交通計画を策定するために必要な目指す将来像、基本方針、基本目標等の設定、目標と達成するために行う事業及びその実施主体等を検討し、計画書のとりまとめを行うことを目的とする。

第3条 業務内容

【令和4年度】

1. 扶桑町の地域特性と公共交通の現状把握

交通需要が発生・集中する背景となる扶桑町の都市機能・都市構造等の地域特性や、公共交通が支える扶桑町の将来像を上位・関連計画より整理するとともに、公共交通の運行・利用実態を把握し、地域公共交通にかかる現状を分析する。

2. 各種ニーズの把握

（1）町民アンケート調査の実施

町民の日常的な移動実態を把握するとともに、扶桑町における地域公共交通の役割や利用が可能となる条件、利用促進に向けたアイデアなど、今後の地域公共交通のあり方の検討につながる調査票を設計し、郵送方式によるアンケート調査を実施する。調査は、発注者が無作為に抽出した15歳以上の町民2,000人を対象とする。

発注者は宛名シールの印刷及び発送用封筒の提供を行い、受注者は宛名シール台紙及び返信用封筒の準備、調査票の作成、印刷、封入、発送を行う。また、調査票の返送先は受注者宛とし、受注者にて回収、集計、分析、とりまとめを行う。

（2）関係者ヒアリング

公共交通の運行実態や安全確保に関する問題点を抽出するとともに、運行改善に係る事業者アイデアを把握するため、交通事業者（バス・タクシー運転手を含む）等を対象としたヒアリング調査（3団体程度）を実施し、その結果のとりまとめを行う。

(3) 町民意見交換会

地域住民の生の声を聞く場として町民意見交換会を開催するにあたり、意見交換会の資料作成、当日の運営支援、開催記録の作成を行う。

なお、意見交換会は、町内3地区で各1回開催することを想定している。

3. 地域公共交通の課題整理

地域特性と公共交通の現状整理結果及び各種ニーズ調査結果を踏まえ、本町におけるまちづくりや観光と連携した持続可能な公共交通ネットワーク形成を行う上での課題を整理する。

4. 実証実験の効果検証

本町が令和4年度に実施する公共交通導入に向けた実証実験を受け、導入効果を検証するにあたり評価指標を設定した上で、評価するために必要なデータを町、運行事業者等から収集するとともに、デマンド利用登録者アンケートを実施し、効果検証を行うものとする。

5. 地域公共交通会議の運営支援

地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項等を協議するために地域公共交通会議を設置する。

受託者は、契約期間中に開催する地域公共交通会議に必要な資料の作成や、会議当日の運営支援、議事録の作成を行う。なお、2回を想定している。

6. 業務報告書の作成

業務で実施した一連の調査、検討経過について業務報告書としてとりまとめる。

7. 打合せ協議

業務の進め方の調整等のため、業務着手時、中間時3回、成果品納入時の計5回打合せ協議を行う。

【令和5年度】

1. 地域公共交通計画案の検討

(1) 目指す将来像、基本方針、基本目標等の設定

地域公共交通計画を策定するにあたり、地域公共交通のあり方、公共交通サービス提供の方針、公共交通とまちづくりとの連携方針、公共交通の運営・運行体制の方針等を定め、それに基づく定量的な目標（数値目標・評価指標等）を設定する。

(2) 目標と達成するために行う事業及びその実施主体等の検討

目標を達成する上で必要となる地域公共交通再編事業の事業内容、実施主体、事業スケジュール等を定める。

(3) 評価に関する事項

目標の達成状況の評価に関する事項、計画の進行管理方法や管理体制等を定める。

(4) 地域公共交通計画のとりまとめ

上記までの検討を踏まえ、地域公共交通計画（素案）をとりまとめる。

また、下記地域公共交通会議での審議やパブリックコメントの実施結果を踏まえ、計画書（案）をとりまとめるとともに、計画の内容を町民にとってわかりやすく説明するための概要版の作成を行う。

2. パブリックコメントの実施支援

地域公共交通計画（素案）について、本町が実施するパブリックコメントの支援を行う。本業務では、パブリックコメントに必要な資料を作成するとともに、意見等結果の整理を行うものとする。

3. 地域公共交通会議の運営支援

地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項等を協議するために地域公共交通会議を設置する。

受託者は、契約期間中に開催する地域公共交通会議に必要な資料の作成や、会議当日の運営支援、議事録の作成を行う。なお、2回を想定している。

4. 業務報告書の作成

業務で実施した一連の調査、検討経過について業務報告書としてとりまとめる。

5. 打合せ協議

業務の進め方の調整等のため、業務着手時、中間時3回、成果品納入時の計5回打合せ協議を行う。

第4条 成果品

成果品は、次の通りとする。

【令和4年度】

- | | |
|-----------|----|
| (1) 業務報告書 | 2部 |
| (2) 電子データ | 一式 |

【令和5年度】

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 業務報告書 | 2部 |
| (2) 計画書 | 40部 |
| (3) 電子データ | 一式 |

以上